令和８年度　第１回瀬戸市環境審議会　議事録

開催日時：令和８年９月３０日（水）午後２時から午後３時５０分まで
開催場所：瀬戸市役所　４階　大会議室
出席者　：７名
欠席者　：３名
傍聴者　：なし
事務局　：市民生活部長、環境課長、環境課長補佐、環境保全係長、ごみ減量係長、
　　環境保全係主任

議事結果

⑴　会長及び副会長の選任について

委員から、会長及び副会長を推薦し、全会一致で承認された。

⑵　第３次瀬戸市環境基本計画年次報告書（案）について

事務局から、資料「令和８年度版　第３次瀬戸市環境基本計画年次報告書（案)」に基づき、説明を行った。

【意見等】

委員　：「森林の総面積」について、減少の理由が上半田川のメガソーラーであるとの説明かあった。メガソーラーは当時大変問題になっており、土砂の流出により浄水場に濁水が流れたことがあった。その後、そういった問題は発生しているか。

事務局：工事完了後はそのような報告はない。調整池が機能していると思われる。

委員　：６ページの「市の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量」が増加しているが、増加量が多いか少ないか、どこで増えたか分かれば教えていただきたい。

事務局：多くの電力を消費する一部公共施設における電力契約の入札において、落札事業者の排出係数が従前の契約を上回ったことが要因。エネルギー使用量は減少したものの、温室効果ガス排出量は増加する結果となった。今後は、庁舎管理の部署に対して、環境面にも配慮するようお願いをしていく。

委員　：５ページに掲げるような各指標が危機ラインに達したときに、指導を行うなどのアクションはあるのか。

事務局：基準を上回る数値となった場合、原因究明を行う。原因が分かれば、そこに対しての指導を行い、自然発生であれば、その旨を通報者に報告させていただく。

委員　：瀬戸市環境課が原因調査を行うのか。

事務局：まずは、瀬戸市環境課が原因調査を行う。その後、愛知県を含め、その事務を所管する適切な部署で対応を行うこととなる。

委員　：９ページに記載されている、「私たちの目標」について、達成率も追記いただきたい。

事務局：次回報告時に追記を検討する。

委員　：「※令和６年度から家庭系、事業系ごみは集計方法を一部見直したため、令和５年度以前と整合しません。なお、合計の集計方法に変更はありません。」という記載があるが、どのような意味か。

事務局：事業者が持ち込むごみと家庭からのごみを分けて集計しているが、令和６年度から集計方法を一部見直したため、このように記載している。
具体的には、晴丘センターの窓口に持ち込まれたごみについては、全て事業系ごみとして集計していたが、家庭系ごみと事業系ごみに分けて集計を行うよう変更した。

委員　：Instagram について、動画を使って発信しているのが良いと感じている。最近更新の頻度が失速している気がするので、ぜひ継続いただきたい。

事務局：承知した。

委員　：「グリーンな経済システムの構築」について、社会実装に向けた課題等を具体的に知りたい。

委員　：無酸素加熱により廃棄物を炭化させたカーボンパウダーを配合した製品の実証・試作を進めていたが、窯業に使おうと思うと難しい面があった。二酸化炭素を出さないように作ったカーボンであるのにも関わらず、窯業に使う場合、温度を高くし、燃やす必要があるため、二酸化炭素を排出してしまう。加えて、変色もあったため、窯業への活用という観点では難しいという結果であった。漆喰などの燃やすことなく作る製品に使える可能性はあると考えている。

副委員長：９ページの「資源循環型まちづくりの推進」の記述について、基準年度、目標年度、令和７年度の表記が分かりにくい。環境基本計画からの全体の流れを意識して表記を整理していただきたい。
また、Instagram の更新を楽しみにしていたので、ぜひ取り組みを継続いただきたい。
チャレンジの繰り返しなので、様々な取り組みをやっていることを記載いただき、次に結び付けてほしい。

委員長：温室効果ガスの集計に際して、尾張東部衛生組合分は按分による算出と理解してよいか。

事務局：処理量での按分によって算出している。

委員長：ごみ袋の値段が何の値段か、何に使われているのかわかっていない市民がいると思われる。ごみ処理にはもっと費用がかかるというのを周知していくべきである。
また、プラスチックごみと燃えるごみの収集を同じ業者で収集していると、収集日が異なっていても、同じ場所で燃やしていると思われる可能性があるので、プラスチックごみは資源化しているという周知も行っていったほうが良い。

事務局：現在、各連区への説明会を行っているので、そういった場所でも周知を行っていく。

委員長：市域の家庭における電力使用量データについて、中部電力がデータの提供を有料化している。他市では３０万円かかるとの情報もあるので、今後の対応について、検討いただく必要がある。

事務局：今後、検討させていただく。

委員長：湿地に設置したグレーチングは滑らないのか。

事務局：一般的なグレーチングなので雨の日だと滑る可能性がある。

委員長：目標値の基準年、現状、目標値の表記方法については、来年に向けて整理をしてもいいと思う。

事務局：今後の手続きについて、令和７年度版年次報告書は、１０月中旬頃に公表予定である。

報告事項

⑴　瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例に基づく手続き状況について

事務局から、資料「産業廃棄物等関連施設位置図」及び「産業廃棄物等関連施設に関する経過概要（市ＨＰ）」に基づき、報告を行った。

【意見等】

委員　：追加説明会において、活断層や崩壊土砂流出危険地区に関しての安全性が説明されるという理解でよいか。

事務局：どのように安全性を担保するかを説明いただくことになると思う。住民の方に影響がある内容だが、令和７年１０月１１日の全体説明のみでの説明であったため、周知が不十分と判断した。それに加え、一部の関係住民への周知が不十分であるという理由で追加説明会の開催指示を行った。

委員　：隣接地所有者の方が、説明を聞き漏らす可能性はないのか。

事務局：隣接地所有者は一覧があるので説明が行われたか確認することが可能である。

委員長：事業計画書に活断層までの距離が正確に記載されていなかったのか。

事務局：事業計画書には１．１㎞と記載がされている。活断層アトラスか国土地理院のどちらのデータを採用するかの違いであるが、関係地域での説明会において、近い距離である国土地理院のデータをなぜ使わないかという意見があり、０．５５㎞を採用することとなった。

委員長：現在、事業計画書は修正されているのか。

事務局：市の条例手続き上は１．１㎞で受理している。どちらの数値も誤りではないと認識している。ただし、事業者は今後の詳細設計や県の申請において、０．５５㎞を採用する考えである。

副委員長：瀬戸市と産廃は長い経緯があり、産廃処分場を作っていい場所だと思われている節がある。瀬戸市の豊かな自然環境が失われていくこととなるので、条例の改正や新しい条例を作るなど、抜本的な取り組みが必要である。これは環境課だけでなくもっと大きい組織として検討が必要だと考える。

クリーン開発の案件は既設の産廃施設の隣接地での計画か。

事務局：そのとおりである。

市の条例は、一定の防波堤にはなっている。申請がされた以上は受理し、条例に沿って手続きを行っていくこととなる。仮に今後、規制に向けての条例を検討するのであ

れば、全庁的に検討していく必要がある。

委員長：ある市で PCB の処理施設を作る案件があり、市として何ができるかを検討した結果、施設のすべてのマニュアルを市が監視するということとした。２年間かけて事業者と調整した結果、撤退したというケースがある。
議員提案で条例を作る場合には、もっと踏み込んだ条例が作れるので、是非やっていただきたい。

委員　：水を守る、水源を守る条例はないのかという市民からの意見もある。審議会で検討できることがあれば、検討いただきたい。

委員長：他の市の事例で、ゴルフ場開発の際に水源が隣接していたため、水道事業の管理者が安全であることを判断できる資料の提出を事業者に義務付けた例がある。
法的には様々な制約はあるが、知恵を出せば踏み込んだ条例をつくることができる。
市長の責任だけにせず、議会にも頑張っていただきたい。